

公告第12号
令和5年12月12日

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一 史

1 業務内容等

(1) 業務名

熊本県後期高齢者医療広域連合財務会計システム再構築業務

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

(3) 選定方法

公募型プロポーザル

(4) その他

「熊本県後期高齢者医療広域連合財務会計システム再構築業務企画提案実施要綱（以下「要綱」という。）」及び「熊本県後期高齢者医療広域連合財務会計システム再構築業務企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(3) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではないこと。

(4) 一般財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク資格を有すること。

(5) 法人税又は消費税等租税の未納がないこと。

(6) 過去2年の間に、本業務と同様の業務を地方公共団体との間で行った実績を有していること。

3 申請書の提出等

本プロポーザルへ参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書の提出に併せてプロポーザルへの参加資格を有することを証明するため、要綱「5」に記載した書類を提出し、プロポーザル参加資格の有無について確認を受ける必要がある。

提出期間等は、次によるものとする。

(1) 提出期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月9日(火)まで
午前9時から午後5時まで(週休日及び祝祭日を除く。)

(2) 提出先

〒862-0911

熊本県熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課企画財務班

(3) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送(郵送の場合は、期限日必着)

(4) 提出部数

正本1部

4 企画提案書の提出等

プロポーザル参加申請書を提出した者のうち、プロポーザル参加資格審査結果通知において参加資格が「有」と通知された者は、要綱「5」に記載した企画提案書等を提出し、審査を受けることができる。なお、提出期間等は、次によるものとする。

(1) 提出期間

令和6年1月11日(木)から令和6年1月22日(月)まで
午前9時から午後5時まで(週休日及び祝祭日を除く。)

(2) 提出先

〒862-0911

熊本県熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課企画財務班

(3) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送(郵送の場合は、期限日必着。)

(4) 提出部数

正本1部、副本7部

5 プレゼンテーションの実施

記「4」の企画提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

令和6年1月26日(金)

※プレゼンテーション開催に係る時間調整については、後日連絡する。

(2) 実施時間

概ね60分(プレゼンテーション40分、質疑応答20分)

(3) 評価・審査項目

要綱第3(3)による。

6 審査結果通知

記「5」によるプレゼンテーションを行った者の中から契約候補者を選定する。

(1) 審査結果通知

審査終了後、全企画提案者に電子メールにて通知する。

なお、契約候補者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないとし、問合せにも応じない。

(2) 通知日

令和6年1月31日（水）

7 その他

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結のときまでに納入しなければならない。ただし熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（平成26年3月規則第1号）第28条第2項第3号の規定に該当する場合は免除することができる。

(2) 失格要件

企画提案をした者が要綱「3（2）」に該当する場合は、失格とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約候補者の決定方法

企画提案書の評価において、最高得点を得たものを契約候補者とする。

なお、評価点と同点となった場合は、経費総括表の金額が安価な者を契約候補者とする。評価点及び金額についても同額の場合は、審査員の投票により、最も票数を獲得した者とする。

(5) 契約候補者が契約を締結しない場合

総合評価点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。

(6) 参加者が1者の場合

参加者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様にその者を審査し、評価の得点が満点の6割以上の場合、契約候補者とする。